

議案第18号

佐野市子ども・子育て会議条例の改正について

佐野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

佐野市子ども・子育て会議条例（平成25年佐野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する計画の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。

第4条第1項中「20人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

佐野市子ども・子育て会議条例の所掌事務及び委員の人数を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第18号参考資料

佐野市子ども・子育て会議条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 子ども・子育て会議は、委員<u>20人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する計画の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 子ども・子育て会議は、委員<u>25人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2～4 (略)</p>